

## 年特搬入回数及び1月前半・1月後半の搬入回数指示書交付日程等について

## 搬入回数指示書交付日程について

区 分	交 付 日	交付方法
年 特 (12/29～1/6)	令和4年12月26日(月)	メール
1月前半 (1/7～1/15)	令和5年1月5日(木)	メール
1月後半 (1/16～1/31)	令和5年1月12日(木)	メール

## 年特搬入回数の追加・交換受付

## ＜電子申請＞

電子申請完了日時	回数反映予定日時
令和4年12月26日9時～令和4年12月26日15時	令和4年12月26日17時
令和4年12月26日15時～令和4年12月27日15時	令和4年12月27日17時
令和4年12月27日15時～令和4年12月28日15時	令和4年12月28日17時
令和4年12月28日15時～令和4年12月30日15時	令和4年12月30日17時
令和4年12月30日15時～令和5年1月4日15時	令和5年1月4日17時
令和5年1月4日15時～令和5年1月5日15時	令和5年1月5日17時

- ※ 電子申請(大阪市行政オンラインシステム)は各日15:00までの申請分を処理します。  
(15:01以降の申請分は翌開庁日の処理となります。)

## ＜一般廃棄物指導課窓口＞

- ◇ 年末＝12月26日(月)、27日(火)、28日(水)、30日(金)
- ◇ 年始＝1月4日(水)より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間＝9:00～17:30(12:15～13:00を除く)

- ※ 年特期間の搬入回数追加・搬入先変更申請は、専用様式(第30号様式)を使用してください。  
専用様式は、年特分搬入回数指示書交付日(12月26日)にメールで送付します。
- ※ 年特搬入回数は、12月29日から1月6日までの全期間を通じて使用できます。

## 臨時増車等の受付

### 1 受付

- ◇ 年末＝12月26日（月）、27日（火）、28日（水）、30日（金）
- ◇ 年始＝1月4日（水）より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間＝9：00～17：30（12：15～13：00を除く）

### 2 注意事項

- （1）一般廃棄物指導課へ必ず事前に来庁し、承認手続きを行ってください。
- （2）承認を受けた後、受入施設（焼却工場・破砕）へ搬入してください。
- （3）届出の使用期間は、搬入回数指示の期間内とし、各期にまたがる場合は、それぞれの期間について個別に使用の届出を行ってください。

### 3 承認車両の故障等で臨時車両により緊急用 IC カードを使用した場合（閉庁時）

- （1）事前に受入施設（焼却工場・破砕）へ臨時車両を使用する旨直接連絡し、必ず承認を受けてください。
- （2）承認を受けた後、緊急用 IC カードを使用して受入施設（焼却工場・破砕）へ搬入してください。
- （3）直近の開庁日に、一般廃棄物指導課窓口で承認手続きを行い、併せて緊急用自動計量システム IC カード使用報告書（第 25-2 号様式）を提出してください。

※ 事前連絡・承認手続きのない場合は搬入できません。